須坂市結婚支援事業業務委託仕様書

１　業務委託名

須坂市結婚支援事業

２　業務の目的

本業務では、結婚を希望する若者に対して出会いの場を提供し、結婚までサポートをすることにより、結婚の希望をかなえ、本市の婚姻数の増加を図る。また、若者が希望をもってライフデザインを描けるよう支援し、結婚への機運醸成に繋げる。

≪背景≫

未婚化・晩婚化や若者世代の市外転出等が一因となり、人口減少が続いている。こども家庭庁が行った「令和６年度 若者のライフデザインや出会いに関する意識調査」によると、結婚を希望している若者の多くは、結婚を視野に入れた相手を見つける行動（＝婚活）に対してその必要性は認識しているものの、実際の行動はしておらず、なかなか結婚まで結びつかないという現状がある。また、同調査では、未婚の若者（15～39歳男女）のうち、ライフデザインを学んだことのある人の方が、今後結婚したいと思う割合が高くなるという調査結果が出ている。

３　業務期間

契約締結日から2026年３月13日（金）まで

４　委託業務

（１）独身男女の交流・出会いの場（以下、「交流イベント」という）の企画・運営・広報及びこれに付随する業務

（２）若者向けライフデザインセミナーの企画・運営・広報及びこれに付随する業務

５　具体的な業務内容および提案内容

業務の目的と以下の（１）及び（２）を踏まえた企画内容を提案すること。

なお、業務の進行等にあたり、打合せに必要となる資料等については、発注者との十分な協議を行った上で、受注者が作成すること。

（１） 交流イベントの開催

（ア） 交流イベントの企画・運営・広報

① 実施回数・場所等

・ 須坂市内で３回以上開催すること。なお、目的を達成するために必要がある場合は、近隣市町村での実施も可とする。

② 参加者の要件

・　結婚を望む概ね20～30代の独身男女。交流イベントごとに、募集年齢を変えることは差支え無い。
・　須坂市内に在住・在勤または須坂市への移住に興味を持つ独身者を基本とする。ただし、定員に満たない場合は、近隣市町村在住者も可とする。
・　参加者募集にあたっては、アンケートへの回答等を参加要件とすること。
・　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは、暴力団員と密接に関係を有する者でないこと。

※イベント当日、受付時に写真付きの本人確認書類を提示させ、本人であること及び参加者の要件を満たしているかを確認すること。

③　参加人数

・　１回あたりの最低定員を20人とし、男女比率は概ね同等とする。
・　提案にあたっては交流イベントごとに想定される参加者数を明記すること。

④　内容

・　具体的な開催日時・場所・スケジュール等は、発注者と協議の上決定するものとする。
・　徴収する参加料については、実費（飲食代、体験料等）程度のみとし、参加しやすい料金設定とすること。（金額は発注者と協議の上決定すること。）通信費、交流イベント会場までの交通費、飲食代等は本人負担とする。なお、キャンセルによって発生した費用は、発注者は負担しない。
・　親しみやすく、参加意欲や参加者同士の交流が促進される効果的な方法を提案すること。
・　地域資源を活かした内容とし、内容については発注者と協議の上決定するものとする。
・　交流イベントの最後にマッチングを行うこと。

⑤　広報・募集

・　参加者を募集するための効率的かつ効果的な広報活動を行うこと。
・　結婚を希望する市外・県外在住の若者に対しても結婚支援事業者の持つネットワークを活用して、周知を行うこと（結婚相談所登録者へ告知DM配信等）。
・　交流イベントごとにランディングページを作成し、周知を行うこと。なお、須坂市としては、市広報誌及び市HPでの交流イベントの周知（ランディングページのURL掲載）、公式SNS及びLINE、市内企業への周知等を実施する予定。
・　申込サイトを開設し、参加者募集及び申込受付を行うこと。最終参加予定人数、参加者居住地等については発注者に報告すること。
・　参加者からの問合せに対応すること。

⑥　参加者へのフォローアップ

・　交流イベント参加者向けに身だしなみ、異性との会話の仕方等スキルアップを目的としたサポート動画を配信し、参加者の視聴を促すこと。より多くの参加者が気軽に見られるような内容とし、動画の長さは10分程度とすること。

⑦　アンケートの実施

・　アンケートはイベントごとに実施し、その後開催するイベントへ内容を反映するように努めること。

・　内容は参加者の結婚に対する意識調査、本業務に対する満足度調査などであり、アンケートの作成、集計、分析を行い、報告すること。なお、アンケート項目については発注者と協議の上決定すること。

⑧　留意事項・その他

・　イベント等を安全に実施するため、施設、設備等の確保や必要なスタッフの配置等不測の事態に対応できる体制をとり、事故防止に万全を期すこと。

・　参加者との間に発生したトラブルに対しては、受注者が責任をもって対処すること。なお、トラブルについては直ちに発注者へ報告すること。

・　当日、参加にふさわしくない状態である者（著しく不快、虚偽の言動、ナンパ目的の不誠実な者、酒に酔っている者、虚偽の申込みの者等）や、健全な運営を損なう行為（犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、他者の名誉又は信用を毀損したり、誹謗中傷したりする行為、物品販売や商取引、政治活動、宗教活動などの行為、イベント等の運営を阻害する行為等）を行う者については、参加の拒絶や退場を求めるなど健全性を維持し、他の参加者を保護する取組を行うこと。

・　参加者間の個人情報の交換については、参加者の自己責任において行うよう、事前に参加者に伝えること。

・　イベント後につきまとい等迷惑行為が起きないよう対策を講じること。イベントの開催後に本イベントに起因するつきまとい等迷惑行為の相談があった場合は、発注者及び関係機関と協力し、適切に対応すること。

・　アルコールの提供は行わないこと。

・　県外からの参加者には須坂市よりノベルティを配付する予定。

（イ）　マッチング者個別相談

交流イベントで成立したカップルが交際や成婚まで結びつかないという課題がある。そこで、交流イベントでのマッチング者を対象とした、豊富な結婚相談の実績を有する専門カウンセラーによる個別相談を行い、結婚までのサポートをきめ細かに行うことで、結婚への後押しをすること。オンライン形式で１回30分程度、イベント毎一人１回の相談を想定しているが、提案によりそれ以上・対面形式等としても良い。

（２） 若者向けライフデザインセミナーの企画・運営・広報

以下の内容を踏まえた提案をすること。

① 実施時期及び回数

・ 委託期間内に１回以上

② 対象者（参加者）

・ 須坂市内に在住・在勤・在学または移住を希望している10代～30代の独身者。

③ 参加人数

・ 100名程度

④ 開催方法

・ 期間内、自分の好きな時間に受講することができるよう、動画配信でのセミナーを想定。なお、配信方法は受注者の提案によるが、視聴者はアンケートの回答を必須とする。

⑤ 参加料

・ 参加料は無料とすること。

⑥ 広報・募集

・ 周知・広報用のチラシデータを作成すること。

・ 参加者を募集するための効率的かつ効果的な広報活動を行うこと。

・ なお、須坂市としては、市広報誌及び市HPでの周知（チラシデータの掲載）、公式SNS及びLINE、市内企業への周知等を実施する。

・ 申込受付は発注者が行う予定。

⑦ アンケートの実施

・ セミナー終了後、アンケートを実施すること。

・ 参加者にアンケートへ回答するよう周知・徹底すること。

・ 内容は参加者の結婚に対する意識調査、本業務に対する満足度調査などであり、アンケートの作成、集計、分析を行い、報告すること。なお、アンケート項目については発注者と協議の上決定すること。

⑧ その他

・ 将来の様々なライフイベントに柔軟に対応し、希望をもってライフデザインを描けるよう知識や情報を与え、自らのライフデザインについて考え、結婚したいと思える内容を提案すること。

6 対象経費

事業実施に必要な経費（報償費、人件費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料など）について、交流イベント別に経費区分に応じた内訳を作成すること。また、ライフデザインセミナーに関する経費も交流イベントとは分けて内訳を作成すること。

７　成果物

事業完了後、2026年３月13日までに業務完了届（紙媒体一部）及び、実績報告書（紙媒体及び電子媒体各一部）を作成し提出すること。なお、実績報告書には次の内容を盛り込むこと。

・　業務の概要（企画内容、手法など）
・　業務実施結果（事業別に実施回数、実施日、会場、申込者数、参加者数、参加者居住地区、カップル数、広告宣伝内容、交流イベント・セミナー内容、個別相談内容等）
・　交流イベント及びセミナーのアンケート結果
・　業務に対する評価・分析
・　業務において作成したチラシ、LPデータ等
・　経費内訳（６　対象経費　に記載の、事業別、交流イベント別の経費区分に応じた内訳書）
・　その他関係資料

８　業務実施上の条件

(1) 本業務の実施に当たっては、必要な関係法令を遵守すること。
(2) 本契約に基づく成果物の所有権は、発注者へ成果物の引き渡しが完了したときに発注者に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、法令の規定により、転移できない権利を除き、成果物の引き渡しをもって発注者に譲渡されるものとする。また、著作者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。
(3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただしあらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
(4) 受注者は、個人情報の保護に関する関係法令を遵守し、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
(5) 受注者は、事故等の発生予防を図るとともに、保険の付保など 事故の発生時に必要な措置を講じること。
(6) 受注者は、委託業務の履行にあたり、受注者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
(7) 受注者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、発注者と調整を図ること。
(8) 受注者は、本業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は直ちに発注者と協議・調整を行うこと。
(9) 仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、全て両

者協議の上、これを解決するものとする。

(10) 結婚等は個人の自由な意思に基づくものであり、個人の意思を尊重し、支援を強制したり、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりする内容にならないよう細心の注意を払う等、事業が「結婚の希望を叶える環境整備に向けた取組の参考指針」の内容に沿ったものとなるよう細心の注意を払うこと。

(11) 性的指向・性自認の多様性や、多様な家庭形態等があることにも配慮すること。

(12) 結婚を希望する者が必ずしも支援を必要としているとは限らず、誰から、どのような内容の支援を受けたいかについては様々であることに留意すること。また、結婚につながる活動に対する支援を受けることが苦痛であると捉える人もいることに留意すること。

(13) 「個の侵害」に当たるようなものは厳に慎むこと。

9　担当部局

〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地１
須坂市総務部政策推進課
担当：小林（係長）山本（担当者）
電話：026-248-9017（課専用）
電子メール：seisakusuishin@city.suzaka.nagano.jp